

鹿児島県文化財功労者表彰要綱

(平成13年 7月12日教育長決裁)

1 趣旨

この要綱は、鹿児島県教育委員会表彰規則第7条の規定に基づき、地域における文化財の保護に功績のあった個人又は団体の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 表彰の対象

表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 多年にわたり文化財の保存及び活用に尽力し、地域文化の振興に顕著な功績のあった個人又は団体
- (2) 永年その業務に精励し、又は献身的な努力を払い、地域における文化財の保護に貢献した個人

3 被表彰候補者の具申

教育庁各課長及び各教育事務所長は、次に掲げる書類を添えて被表彰候補者を教育長に具申するものとする。

- (1) 被表彰候補者調書（別記第1号様式）
- (2) 功績調書（別記第2号様式）
- (3) 履歴書（別記第3号様式）
- (4) 団体の規模及び事業概況等調書（別記第4号様式）

4 被表彰者の決定

被表彰者は、上記3の被表彰候補者の中から教育長が推薦し、教育委員会が決定する。

5 表彰の方法

表彰は、表彰状の授与をもって行う。

6 表彰の時期

表彰は、原則として毎年文化財保護強調週間（11月1日から11月7日まで）に行う。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。